

広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業について

提案書

平成29年3月16日 福祉施設部会

前文

広島市域の社会福祉法人は、さまざまな社会福祉事業等を実施しています。

そもそも広島市域の社会福祉法人は、戦中・戦後の混乱・困窮期から、原爆孤児の救済や身寄りのない高齢者、家庭で養育しがたい児童や障害のある方々の生活を支援し福祉を高めることを目的として、創始者が私財をなげうって設立された法人が多く、爾来、社会の要請に応じ、さまざまな社会福祉事業、公益事業、地域貢献の取り組みを展開してきました。

さらに私たち広島市域の社会福祉法人は、平成22年度から「社会貢献、地域貢献」をテーマとした学習を「社会福祉法人施設長・経営者研修会」の場において継続して行ってきました。

このような中、社会福祉法人施設等が抛出しあい、生活困窮者支援を行う先駆的な取り組みが各地に広がるとともに、社会福祉法人制度改正が国において進められることを受けて、広島市域の社会福祉法人も、より一層地域のニーズに沿った地域貢献の取り組みを広げて行きたいと考えました。

そこで、社会福祉協議会も含めた、高齢者・保育・障害・児童、計5分野の広島市域の社会福祉法人が、社会福祉法人の本旨に則り、それぞれの専門分野の枠を超えて、連帯して取り組むにふさわしい地域貢献事業について、具体的にテーマや内容、実施のための経費や体制について検討する委員会を、私たちの意思で立ちあげました。その検討結果を「提案書」としてまとめました。

以下、共通して取り組みたいテーマに、より多くの社会福祉法人が取り組む、あるいは社会福祉法人同士が分野を超えて一緒に取り組む、そんな「連帯」した取り組みをすすめていきます。

1 連帯宣言

- (1) 広島市域の社会福祉法人は、各法人の理念に則り、地域のニーズに応じた地域貢献の取り組みを、すでに個々に取り組んでいます。各々の社会福祉法人は、今後もこのことを基本・前提としてすすめます。
- (2) さらに広島市域の社会福祉法人は、改正社会福祉法に規定されている「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」や「地域公益事業」も視野に入れながら、次の2において提案している「連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ」に、積極的に取り組みます。
※ここで言う「地域貢献の取り組み」とは、社会福祉法に規定されている「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」や「地域公益事業」、「社会福祉事業」「公益事業」の枠にとらわれず、地域の福祉ニーズに応える取り組みという、広い概念としています。
- (3) これらの取り組みにより、社会福祉法人が市民の福祉を高める上で頼りになる存在であることを市民に知らせるため、各法人のホームページにおいて情報発信するなど、広報活動に積極的に取り組みます。また相互にホームページをリンクさせるなど、市民にわかりやすい情報発信を行います。

2 連帯して取り組みたい地域貢献の取り組み（共通テーマ）

（1）生活困窮者支援（就労支援）（生活支援）

現状（地域のニーズ）

- ・ 仕事に就いていない中高年者が沢山居る。（8050 問題、ひきこもり者、生活保護受給者等）
- ・ 就職活動がうまく行かない状態が続くと自信を喪失し、自己有用感が低下する。
- ・ 就労への不安をなくし、職種の幅を広げて就職しやすくするためには、職場体験（就労訓練）が有効ではないか。
- ・ 職場体験という意味では、特別支援学級・学校からのニーズも高い。
- ・ 本人の望む仕事に就き定着することこそ、貧困からの脱却になる。求人・求職のミスマッチをなくすには、仕事体験の仕組みづくりが必要ではないか。
- ・ 障害のある人や低収入で困っているが就労意欲のある人を、自施設で雇用していくことも地域貢献になる。人材確保にもつながり、本人も法人も両方が WIN/WIN の関係になるのは良いことだ。

- ・ 「広島市くらしサポートセンター」の相談実績から、公的貸付制度のネットから漏れる人たちや、緊急にお金の支援が必要な人たちの存在がわかってきた。
- ・ 既存の貸付事業の活用や、社協の「緊急一時食品提供事業」でも支援しているが、それでは救済できない事例が多く存在する。
- ・ すでに大阪、神奈川、秦野市、岡山市、宮崎、香川、鳥取、安来市などでは、生活資金の緊急支援（現物給付又は貸付等）が行われている。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ

- 1 生活困窮者の就労訓練事業所として、認定を受け、生活困窮者の職場体験を積極的に受け入れる。仕事に就く支援を行うことにより、経済的安定及び自己有用観の向上を目指す。**

※現在、「認定就労訓練事業所」は9事業所。そのうち社会福祉法人は5事業所。

- 2 緊急に必要な生活資金を支援（給付）する仕組みをつくり、生活再建・貧困からの脱却を図る支援策を強化させる。**

取り組む上での留意点

- ・ なるべく雇用型で実施する。そうすると、交通費が捻出できる。
- ・ 10人以上受け入れの場合、「認定生活困窮者就労訓練事業」として第2種社会福祉事業になる。

- ・ 仕組みづくりとしては、法人単独での実施や、複数法人による拠出金での実施が考えられる。
- ・ タイムリーな対応が必要なため、支援の必要性の判断は即応が求められる。
- ・ 資金給付に完結せず、必ず継続相談とする。
- ・ 第二種社会福祉事業に位置づけられるのではないか。

- ・ 人が人らしく生きていくためには、仕事、生活費の支援だけではなく、「ハウジングファースト」の視点も必要であり、緊急・短期間、寝泊り可能なシェルターも必要である。

(2) こどもの貧困対策

現状（地域のニーズ）

- ・朝ごはんを食べてこない、一人ぼっちで食事をする、給食のない期間は食事が不十分、食べてはいるが内容は不十分、といった実態がある。
- ・家庭や学校に居場所を見出せない青少年たちが集まれる居場所が必要である。
- ・しかし子どもの貧困は外からは見えにくく、見過ごされがちである。
- ・こどもの貧困に立ち向かいたい、貢献したい、という気運が高まってきている。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ

1 施設の場所を提供し、子どもが参加しやすい「学習支援」の場をつくる。

その中で、子どもや親に食事も提供し、ボランティアの協力も得て、空腹を満たし、孤食をなくし、地域での斜めの関係を創っていく。

取り組む上での留意点

- ・たくさんの地域で、多様な取り組みがあるほうが、子どもが選択し、参加しやすい。
- ・子どもも親も参加できるのがよい。
- ・実施する上でのスタッフは、外部に協力を求めるとよい。
- ・家庭環境により十分な学習機会のない子どもに対する取り組みは、「地域の公益的な取り組み」に該当するのではないか。
- ・施設退所者に対する進学のための経済的支援は、広島では「一般社団法人しまなみ奨学財団」による支援があるため、当面は新たな支援の仕組みづくりは必要ないと思われる。

(3) 福祉教育（福祉理解の促進と福祉を担う人材育成）

現状（地域のニーズ）

- ・福祉や介護のことに関心を寄せ、学びたい市民がいる。
- ・社協ボランティアセンターや施設からの活動依頼だと、学生が安心してボランティア活動に参加できるといった意見がある。
- ・福祉や介護の人材が不足している。将来的な人材確保にもつなげたいので、施設理解を深める学習や体験を、学校教育の中で積極的にすすめてほしい。
- ・介護予防日常生活支援総合事業のうち、住民主体型に取り組む団体が少なく、新たな担い手を育成する必要がある。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ

1 中学生等の職場体験学習やボランティアを積極的に受け入れ、人材育成・福祉教育に貢献する。

※中学生の職場体験学習を受け入れているのは、老人施設67.9%、保育施設76.6%、障害施設77.8%、児童施設22.2%

2 社協は、施設を活動の場とするボランティア養成、職場体験学習を行う。
福祉教育を、施設や地域と連携したのも取り入れる。

※ボランティアの受け入れマニュアルがあるのは、老人施設32.1%、保育施設24.5%、
障害施設16.7%、児童施設22.2%

※ボランティアの受け入れ担当職員が配置されているのは、老人施設54.3%、保育施設31.9%、
障害施設66.7%、児童施設66.7%

3 社協と施設が連帯して、担い手（ボランティア、サポーター等）の養成講座を開催する。
講師は施設で担当し、養成した担い手のグループ化を図る。
グループの活動拠点やコーディネーター役として、社協と施設が協力する。

取り組む上での留意点

- ・職場体験学習の受け入れについて、教育委員会や学校に積極的にアピールする。
- ・児童福祉施設は、同年代の子どもの職場体験やボランティア活動の受け入れは困難だが、大学生等の「介護体験」の受入れは可能。個人情報には細心の注意をはらった上で、積極的に受け入れていくようにしたい。
- ・介護保険サービスや、介護予防・日常生活支援総合事業の利用料免除も、地域貢献の取り組みとなる。

(4) 災害支援

現状（地域のニーズ）

（地域のニーズ）

- ・災害の時に頼れる施設であってほしい。身近な避難所になってほしい。
- ・障がいのある人が安心して避難できる場所が必要。

（施設のニーズ）

- ・施設利用者を助けてほしい。

（市危機管理室等からのニーズ）

- ・福祉避難所としての協定締結施設を増やしたい。
- ・福祉避難所が開設された施設へ、応援職員を派遣してほしい。
- ・施設に保管されている生活必需品の提供や、搬送をお願いしたい。
- ・一時避難場所、指定緊急避難場所として、施設を利用させてほしい。
- ・施設の機材や場所を借りたい（風呂、トイレ、洗濯機、FAX、車両や資機材の置き場、炊き出しのために調理施設）。
- ・避難所へ、有資格者や専門職員を派遣いただきたい（看護師、PT、保育士、相談員、栄養士、調理員等）。
- ・要支援者の搬送をお願いしたい。
- ・在宅避難者の状況把握や、訪問等による相談応需、支援策やサービスの情報提供等

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ

1 地元自主防災会と「災害時相互応援協定」を結んで災害時に備える。

災害時の一時避難場所となるなど、地域に貢献する。「警報が出たらうちに施設へどうぞ」災害時の備蓄品（粉ミルク、紙おむつ、アレルギー対応食品など）を提供する。

「福祉避難所」としての協定締結を進める。

※現在、自主防災会との災害時応援協定を締結しているのは、老人施設 73.2%、保育施設 9.6%、障害施設 38.9%、児童施設 55.6%

※「福祉避難所」の認定は、53ヶ所のうち、社会福祉法人は47施設。

取り組む上での留意点

- ・協定書の雛形は、情報提供する。
- ・事故対応や保険のことを調べておく必要がある。

(5) 施設の機能や場所の提供

現状（地域のニーズ）

- ・地域の人たちが集まる場所として使わせてほしい。器具・物品も貸してほしい。
- ・様々な人たちの居場所づくりを進めたい。
- ・在宅高齢者・障害者、育児等、何かあったときに気軽に相談できる施設であってほしい。
- ・福祉専門職の助言や協力がほしい。
- ・人口減少、高齢化が進む地域で、町内会行事などに一緒に取り組んでほしい。（特に若い職員）
- ・交通が不便。買い物支援等、巡回車両を出してほしい。
- ・児童館閉所後、夏休み等の子どもの受け入れを！
- ・高齢者と子ども等、世代間交流に協力してほしい。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ

1 「施設の社会化」とも位置づけ、地域との交流行事の実施や、施設の持つ専門機能や場所の提供を積極的に行う。

このことを通じて、地域の人が入りやすい施設とし、地域の「困った」を知り、課題解決にともに取り組む。

取り組む上での留意点

- ・「きんさいみんなの保育園事業」「放課後児童クラブ事業」等、補助金適用事業が浸透しているので、地域公益事業との棲み分けが必要である。

(6) 制度の狭間の問題の把握・発信・対応

現状（地域のニーズ）

- ・制度の狭間の問題が山積しているが、なかなか顕在化してこない。

たとえば、「一時的・緊急的に給付できる仕組み」、「今日一晩何とかしたい、一泊でも対応可能な一

時保護施設」、「手帳や認定を受けていない障害者や高齢者」、「判断能力のある方の金銭預かり」「高齢者、障害者、ひとり親、児童等の複合的課題を持つ世帯」、

- ・施設退所者への支援。卒園に向けて進路、就労先、生活の場所を見つけていく際に協力してほしい。
- ・「広島市くらしサポートセンター」ができたことで、困った人を把握しやすくなった。制度に該当しない場合でも、『ではどうしたらよいか』を一緒に考えることができるようになった。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ

1 日常生活圏域で、多分野の職員がいろいろな「気付き」を持ち寄り、相談し合えるネットワークをつくる。

そうすることで、今後取り組むべき地域課題を明らかにし、対応方法を検討することができる。

取り組む上での留意点

- ・共通したスローガンが必要か

例) 見逃さない！困窮

生活再建を願う市民を応援する「社会福祉法人」

- ・5で記載している「地域貢献推進担当者」による「ネットワーク会議」により、具体的にすすめていきましょう。

(7) 人材確保・育成のための連帯

これは社会福祉法人同士の内部向けの「連帯」ですが、次のような意見があったため、提案事項としておきます。

- ・他の法人と合同で託児所を開く。自施設のための託児所も、地域の人の利用が可能なものにすれば、地域貢献になると思われる。
- ・母子施設と連携して人材確保を行う。
- ・高齢者施設はバリアフリーになっているので、障害者を雇用しやすいのではないかと。
- ・障害者は景気の影響を受けやすいので、理解のある福祉施設で継続した雇用をしてほしい。

3 事業・取り組みを進めるための経費について

(1) どういう経費が必要か

①これら一連の事業・取り組みを進めるための経費の例示

(1) 生活困窮者支援（就労支援）（生活支援）の場合

- ・認定就労訓練事業所一雇用型の場合の賃金、交通費等
- ・認定就労訓練事業所一非雇用型の場合の災害補償面経費（労災保険に代わる保険への加入）、工賃、報奨金等。

※交通費も施設側で出してもらえると、生活困窮者は参加しやすい。

- ・生活資金の緊急助成費用

※法人独自で立ち上げる場合と、社協へ会費として拠出しあって立ち上げる場合が考えられます

・無料低額宿泊施設やシェルターの開設・運営経費

(2) 子どもの貧困対策

- ・子どもの「学習支援」や「子ども食堂」実施に係る経費
- ・青少年の居場所づくりに係る経費
- ・ボランティアの交通費

(3) 福祉教育（福祉理解の促進と福祉を担う人材育成）

- ・ボランティア講座等開催経費

(4) 災害支援

- ・備蓄品等購入経費

(5) 施設の機能や場所の提供

- ・行事等の開催経費

(6) 制度の狭間の問題への対応

- ・ネットワーク会議開催経費
- ・利用者の利用料免除（施設が減免する）

(7) 人材確保・育成のための連帯

- ・雇用のための賃金等

②実施している取り組みを知らせるPR費用

(2) 財源をどうするか

①各法人における拠出

②広島市社会福祉協議会へ納入いただく「社協会費」の増額等による充当

※平成29年度中に仕組みづくりを市社協で検討します。

4 発信について

(1)何を発信するか

「やっていることを見せていかなければ、伝わらない。」との意見がありました。

各社会福祉法人施設の存在、「ここに行けば相談できる！」ということ、さらに地域貢献の取り組み、連帯した取り組み、これらを多様な広報媒体を活用して発信していきます。

(2)どう発信するか(例示)

- ・各法人のホームページに「地域貢献」のコーナーを設ける。
- ・各法人施設の掲示板や広報紙を活用する。
- ・取り組み事例を、地区社協や区社協、市社協の広報紙で紹介する。

・マスコミを活用する。

5 連帯した取組を実践していくために必要なこと

- (1) 各社会福祉法人に、「地域貢献推進担当者」を配置し、表示します。
 - ・施設長、事務長、生活相談員など、施設の状況に応じて配置。
- (2) 「地域貢献推進担当者」は、平素から「地域のニーズ」や、多様な持ち場の職員から「気づき」をキャッチする仕組みをつくっておくと良い。「気づき発見シート」※の活用など。
- (3) 区ごと、あるいは日常生活圏域ごと(事業区域)において、分野横断的なネットワークをつくる会合を開催していく。
 - ・集まる人＝区域あるいは日常生活圏域(事業区域)にある、高齢者、保育、障害、児童、社協の5分野の「地域貢献推進担当者」
 - ・目的及び内容＝地域ニーズの把握や、制度の狭間の問題への気づきを共有し、課題解決のための取り組みをすすめていくための意見交換。(定期開催が望ましい)

[留意事項]

※どのエリアで集まっていくのがよいか、区ごとか、日常生活圏域か、検討し、いくつかのエリアでモデル的に実施していく。

※日常生活圏域エリアに具体的にどんな分野の施設があるのかを点検してみます。

※区社協や地区社協の協力を得ていきます。

- (4) 地域貢献を連帯した取り組みとしていくため、次のすべての段階で意識づくりをすすめる。

1 各分野連盟等の意識づくり

⇒この連帯した取り組みを推進し、進捗状況を把握するために、引き続き「委員会」を設置します。

2 各法人経営者・役員の意識づくり

⇒引き続き、「施設長・経営者研修」を実施します。

3 各法人職員全体の意識づくり

⇒各法人の理念、社会福祉法人の使命等について周知させる研修を、引き続き実施していきます。

参考：広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む新たな地域貢献事業検討委員会 検討経過概要

	開催日時	出席	概要
	H26 年秋		地域貢献事業アンケート調査実施 ※結果は別紙のとおり
第 1 回	H27 年 8 月 26 日 (水) 14 時～16 時 20 分	8 名	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選任⇒川崎委員長 ・諮問内容の確認、意見交換 ・就労訓練事業の説明、質疑応答 ・今後の進め方について <p>→「こんなことは必要か、共通テーマとして取り組めるか」といった具体例を出しながら意見交換する。</p> <p>→社会福祉法人が減免されるにふさわしい事業所であるということ を社会にアピールすることが必要な時代。5 分野の社会福祉法人 が連帯していくことで、大きな動きになり認知される。小規模法 人も一緒になって頑張っていこうという気持ちになれるような議 論・理論づけが必要。</p> <p>→個々の施設の状況は考慮する必要がある。</p>
第 2 回	H27 年 11 月 12 日 (木) 15 時～16 時 45 分	9 名	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通テーマとしてどのようなことに取り組むか」社協からの提案 <p>→生活困窮者の就労訓練事業への参画については、前向きに取り組 む方向で検討する。</p> <p>→災害時支援や人材育成の観点からも共通テーマとして取り組めそ うなものもあり、第 3 回は引き続き社協からの提案事項について 意見交換する。</p>
第 3 回	H28 年 2 月 26 日 (金) 15 時～16 時 30 分	10 名	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通テーマとしてどのようなことに取り組むか」社協からの提案 <p>→生活困窮者の就労訓練事業への参画について、各分野で声かけを していこう。</p> <p>→職場体験学習やボランティアの受け入れによる人材育成への貢 献、災害時の支援等について取り組んではどうか。</p> <p>→3 回の委員会概要を各分野の総会で報告する。</p> <p>→地域の自主防災会との協定や備蓄食品の内容等、委員から社協へ 情報提供をお願いした。</p>
	H28 年 3 月末～		緊急アンケート実施 ※結果は別紙の通り
	H28 年 4 月～		各連盟総会において、委員会概要（進捗状況）を報告
第 4 回	H28 年 7 月 11 日 (月) 15 時～16 時 45 分	10 名	<ul style="list-style-type: none"> ・各連盟総会報告 <p>→「地域貢献は施設の社会化だ」という意見も出され、前向きな受 け止めだった。しかし児童分野については外部からの人の受け入</p>

			<p>れが困難であること、保育分野では地域貢献となる取組に市補助金が出る制度があるとの意見もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正6月1日分通知「社会福祉法人の地域における公益的な取組について」確認 ・緊急アンケートの結果報告 ・各分野からの提案 <p>→制度の狭間の問題への取り組み、ネットワークづくりの必要性について意見が出された。</p>
第5回	H28年8月9日 (火) 15時~16時 45分	10名	<ul style="list-style-type: none"> ・「少年サポートセンターひろしま」の紹介 ・各分野からの提案について <p>※緊急アンケートを地域包括圏域ごとに分類しなおして、再提案した。</p> <p>→子どもの貧困問題へ対応したいという意見が出された。</p> <p>→区ごと等のネットワークづくりについて、同意する意見が出された。</p> <p>→災害時支援については、協定を締結したままにせず、平素からの交流・訓練等の必要性について意見が出された。</p>
第6回	H28年10月13日 (木) 15時30分~17時	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公益事業等に該当する取り組みについて ・ネットワークづくりについて ・今後のすすめ方について <p>→事務局が作成したたたき台に対して意見交換した。</p> <p>→修正したものをまず委員に送付し、その後、各連盟の役員会等で提案し、意見集約を行う。区社協にも提案内容案を説明する。</p> <p>→次回委員会では、その確認を行うとともに、ネットワークづくりについてさらに具体的に協議する。(エリアごとの施設一覧資料用意)</p> <p>→その後、「施設部会」に答申し、全法人に周知し、平成29年度から具体的に取り組みを広げていくための行動を行う。</p>
	H28年11月~平成29年2月		各連盟役員会にて意見集約
第7回	H29年3月3日 (金) 10時~12時	10名	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の最終確認 <p>→各連盟役員会の意見として、「このまま進めて良い。」「もう少し時間が必要」「総論賛成。できることからやっ払いこう。」「生活困窮者支援・就労支援が人手不足の解消になれば・・・」「社協も福祉教育の拡充や子どもの育ちの支援、生活困窮者支援等、施設と連帯していきたい。」といった意見があり、提案書(案)の内容で部会に答申することを確認した。</p> <p>→ネットワークづくりについては、「社協がリーダーシップを発揮してほしい」との期待が寄せられた</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献検討委員会の継続、及び「地域協議会」の運営受託について <p>→委員会を継続していくことに賛同が得られた。委員については、あらためて各連盟に諮り、推薦してもらうほうがよいとの意見であった。</p>
	H29年3月16日 (木) 10時～12時	福祉施設部会に答申

参考：検討委員会要領、諮問書

参考：検討委員会名簿

参考：アンケート結果（平成26年秋）

参考：緊急アンケート結果（平成28年春）

参考：改正社会福祉法 条文抜粋

参考：「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」との関係

参考：生活資金の緊急助成が必要だった例（「広島市くらしサポートセンター」支援例から）

参考：気づき発見シートの例（報告・連絡・相談 受付書（案））